

行政情報

建設業における安全衛生をめぐる現状

高松 達朗・木下 誠一

建設業における労働災害の発生状況は長期的には減少傾向であるが、今もなお多くの尊い命が亡くなっている。建設業は「人材」で成り立っており、建設工事従事者の安全及び健康の確保は、建設工事の大前提であり、建設業の担い手の確保のためにも最優先事項であることから、建設業における災害の一層の減少に向けて、官民ともに実効性のある取組を推進する必要がある。

本稿では、令和5年6月には建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画が変更されたことを契機に、建設業における労働災害の中で、最も多くの割合を占めている墜落・転落による災害への対策や、建設工事における安全衛生経費が下請負人まで確実に支払われる施策を始めとする、厚生労働省及び国土交通省の建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する取組を紹介する。

キーワード：建設工事従事者、安全、健康、安全衛生経費、墜落・転落防止対策

1. はじめに

建設業における労働災害は、長期的には大きく減少しているが、今もなお年間約300人（図-1）が死亡し、約15,000人が休業4日以上死傷（図-2）をしており、いわゆる一人親方や自営業主・家族従事者を含めた建設工事従事者全体では、墜落災害をはじめとする建設工事の現場での災害により、年間約350人も尊い命が亡くなっていることを重く受け止め、建設

業における災害の撲滅に向けて一層の実効性のある取組を推進する必要がある。

このような状況を踏まえ、公共工事のみならず全ての建設工事について建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、その施策の基本となる事項を定めた「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」（以下「職人基本法」という）が平成29年3月に施行された。また、職人基本法第8条に基づき、平成29年



図-1 建設業における死亡災害発生状況

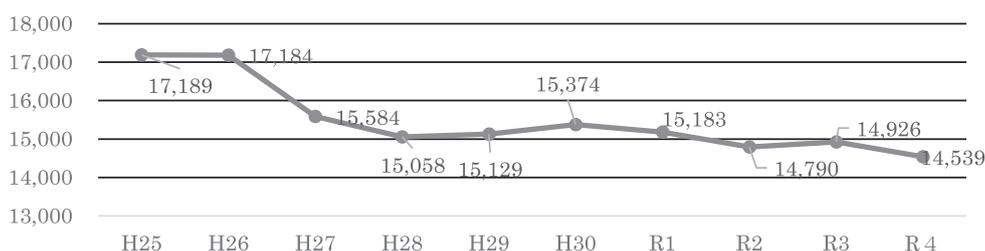


図-2 建設業における休業4以上の死傷災害発生状況

6月に「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という）が閣議決定された。その後の建設工事従事者に係る状況変化等を踏まえ、令和5年6月に基本計画の変更が閣議決定された。

厚生労働省及び国土交通省では、関係機関や業界団体等とも連携して基本計画に基づき施策を進めているところである。

本稿では、令和5年6月の基本計画の変更の概要と基本計画に基づき進めている主な施策を紹介する。

2. 基本計画の変更

基本計画は、職人基本法第8条において、政府が、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため定めることとされており、平成29年6月に閣議決定された。

職人基本法では「少なくとも5年ごとに、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。」と規定されていることから、厚生労働省及び国土交通省において必要な検討を加え、令和5年6月に基本計画の変更が閣議決定された。

(1) 基本計画策定後の状況の変化への対応

基本計画が策定された平成29年以降の、以下のような建設工事従事者に係る状況変化等を踏まえ、基本計画の変更を行った。

- ①気候変動の影響、石綿を用いた建築物の解体工事の増加、新興・再興感染症の発生・拡大等
- ②女性、外国人労働者、高年齢労働者等人材の多様化
- ③新・担い手3法^{a)}、労働基準法を踏まえた働き方改革、処遇改善等
- ④インフラ分野のデジタル・トランスフォーメーション(DX)が危険作業等の減少や建設現場の環境改善に寄与することへの期待

(2) 基本計画に基づく施策の推進成果の反映

以下の基本計画に基づく施策の推進成果を反映した。

- ①「建設業における墜落・転落災害防止対策の充実強化に関する実務者会合報告書」

(令和4年10月 厚生労働省実務者会合)

- ②「建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに向けて(提言)」

(令和4年6月 国土交通省実務者検討会)

- ③「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の改訂

(令和4年4月 国土交通省)

(3) 主な変更内容

(a) 安全衛生経費に関する記載の充実

- ①安全衛生対策項目の確認表、安全衛生経費を内訳明示するための標準見積書の作成・普及
- ②発注者、建設業者及び国民一般に対する安全衛生経費の戦略的広報の実施

(b) 一人親方に関する記載の充実

- ①一人親方との取引の適正化等の周知

(c) 建設工事の現場の安全性の点検等に関する記載の充実

- ①建設機械施工の自動化・遠隔化やロボットの活用等インフラ分野のDXにおいて、安全な工法等の研究開発・普及

(d) 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上に関する記載の充実

- ①新・担い手3法や労働基準法を踏まえた「働き方改革」の推進、処遇の改善、インフラ分野のDXの推進

- ②職業訓練の実施による事業主への支援等

(e) 墜落・転落災害の防止対策の充実強化に関する記載の充実

- ①屋根・屋上等の端、低所(はしご・脚立)からの墜落・転落災害防止対策のためのマニュアルの作成・普及

- ②足場点検の確実な実施のための措置の充実、一側足場の使用範囲の明確化

- ③足場の組立・解体中の墜落・転落防止対策の充実強化

(f) 健康確保対策の強化に関する記載の追記

- ①熱中症、騒音による健康障害防止対策

- ②解体・改修工事における石綿ばく露防止対策等

- ③新興・再興感染症への対応

(g) 人材の多様化に対応した建設現場の安全健康確保、職場環境改善に関する記載の追記

- ①女性の活躍促進のための取組

- ②増加する外国人労働者の労働災害への対応方法等

- ③高年齢労働者の安全と健康の確保につながる取組

a) 「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第30号)」及び「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第35号)」をいう。

3. 安全衛生対策経費の適切な支払いのための実効性ある施策

当初の基本計画において、建設工事従事者の安全及び健康の確保は、建設工事の請負契約において適正な請負代金の額が定められ、これが確実に履行されることが重要である。一方、安全衛生経費については、建設工事の工種、工事規模、施工場所等により異なるため、その実態を踏まえ、適切かつ明確な積算がなされ下請負人まで確実に支払われるような実効性のある施策を検討し実施することとされた。

このため、安全衛生経費が下請負人まで確実に支払われるような実効性のある施策を検討するため、学識経験者や建設業関係団体等から構成される「建設工事における安全衛生経費の確保に関する実務者検討会」（以下「実務者検討会」という）（座長：芝浦工業大学蟹澤宏剛教授）を設置し、平成30年6月から、計7回にわたり検討を行い、「建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに向けて（提言）」（以下「提言」という）が令和4年6月にとりまとめられた。

また、この提言を踏まえて、安全衛生経費の適切な支払いのための実効性ある施策として、「安全衛生対策項目の確認表」と安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」の作成・普及に関して検討するため、学識経験者や建設業関係団体等から構成される「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するWG（以下「WG」という）」（座長：芝浦工業大学蟹澤宏剛教授）を令和4年11月に設置し検討を進めている。

(1) 建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに向けて（提言）

令和4年6月にとりまとめられた提言の概要を以下に示す。

(a) 基本的な考え方

「人材」で成り立つ建設業において、建設工事従事者の安全及び健康の確保は、建設工事の大前提であり、最優先事項であるとの認識のもと、建設工事における安全衛生経費の適切な支払いのための施策の具体化や継続的な進化に取り組む。

- ①安全衛生経費の「見える化」
 - ②安全衛生経費に関する意識改革
 - ③安全衛生経費の適切な支払いに向けた取組のフォローアップ・進化
- (b) 安全衛生経費の適切な支払いのための実効性ある施策

- ①「安全衛生対策項目の確認表」と安全衛生経費の内訳明示のための「標準見積書」の作成・普及
 - ・元下間における安全衛生対策の認識のブレの解消や安全衛生意識の共有を図るため、建設工事の工種毎に安全衛生対策項目の確認表を作成し、その普及を図る。
 - ・下請企業が元請企業（直近上位の注文者）に対して提出する見積書について、従来の総額によるものではなく、その中に含まれる安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」を作成し、その普及を図る。
- ②安全衛生経費の必要性や重要性に関する戦略的広報
 - ・適切な安全衛生経費の確保のためのリーフレットの充実
 - ・インターネットやソーシャルメディアでの情報発信
 - ・安全衛生経費の確保に関するポスターの作成・配布
 - ・全国安全週間などでの集中的な広報
 - ・発注者向けのリーフレットの作成
 - ・一人親方向けリーフレットの作成
- ③施策を体系的に進めるための仕組み構築
 - ・安全衛生経費の実態に関するフォローアップ調査
 - ・人材の育成
 - ・各主体がまとめたガイドブック・事例等をホームページで一元化
 - ・建設業法第19条の3（不当に低い請負代金の禁止）の徹底

(2) 安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するWG

WGでは、令和4年度には「安全衛生対策項目の確認表」、令和5年度に「標準見積書」の検討を行い、平行して安全衛生経費の必要性や重要性に関する戦略的広報についても検討することとした。

(a) 安全衛生対策項目の確認表

提言において「建設工事の工種毎に安全衛生対策項目の確認表を作成し、その普及を図る。」とされていることを踏まえ、先行的に「型枠、管、内装仕上、外部足場、住宅」の5工種を対象に検討・作成に取り組むこととし、工種毎に関連する専門工事業団体等や元請の立場等から建設業団体等からなる各工種の検討チームを設置し、協力を得ながら進めることとした。

安全衛生対策項目の確認表を作成するために、労働

安全衛生法，労働安全衛生規則，それに基づく省令等から，建設工事で必要となる安全衛生対策項目を約1,700項目抽出し，労働安全衛生法の章立てに基づき整理し大中小の項目に分類したデータベースとして整理した。

データベースの大項目と現場で特に必要性が高いと考えられる中項目の対策を抽出し，確認表（全体素案）として整理し，それをたたき台として検討チーム毎に各工種における確認表の検討を行った。

確認表（全体素案）に対しての検討チームの意見としては，建設業団体等からは「統一様式を作成し現場の特殊性に応じて追記出来る欄を設ける方が良い。」，「対策項目は個別の記述を増やさなくて良い。」といった意見があった一方，専門工事業団体からは確認表に必要な対策項目に各工種によってばらつきが出たことから，WGにおいて，確認表のとりまとめの方向性を以下のとおりとした。

- ・安全衛生対策については，各工種の実情を踏まえ，確実に実施されることが重要であることから，元請・下請の役割を確認できるよう，また，下下間での活用も踏まえ，工種毎に確認表を作成する。
- ・安全衛生対策項目の参考ひな型を作成することにより，他の工種における安全衛生対策項目の確認表の検討促進に活用する。
- ・参考ひな型の記載については，工種により対象機種が異なるため，細かな例示とはしない。

上記の取りまとめ方針に従い，検討チームから意見を伺いながら検討を行い，第3回WGにおいて安全衛生対策項目の確認表（参考ひな型案）が概ね取りまとめられた。その考え方を以下に示す。

- ・確認表は，建設工事従事者の安全及び健康を確保する上で必要な対策であり，元下間・下下間の請負契約で行う「当該工事」において必要となる安全衛生対策を明確にするため，活用するもの。
- ・元下間・下下間で実施分担等を確認する必要性の高い項目については，確認表のチェック欄を用いて確認する。
- ・法令等により安全衛生対策の実施者が明らかな項目については，チェック欄を設けないものの，主な項目については確認表に記載することにより，元下間・下下間で安全衛生意識の共有を図る。
- ・今後，確認表の活用を広く促進できるよう，確認表の考え方や活用方法について説明書を作成する。

現在（7月末時点），参考ひな型及び各工種の確認表の最終確認等を行うとともに，説明書の検討を進めているところであり，公表後においては，参考ひな型

を参考にその他の工種における確認表の作成・普及を進めていく。

また，本年度は，下請企業が元請企業（直近上位の注文者）に対して提出する見積書について，従来の総額によるものではなく，その中に含まれる安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」をWGにおいて検討・作成に取り組んでいく。

(b) 安全衛生経費の必要性・重要性に関する戦略的広報

国土交通省では，安全衛生経費の確保の必要性や重要性について，これまで，「建設業法令遵守ガイドライン」の策定やリーフレット「安全な建設工事のために適切な安全衛生経費の確保が必要です」の作成・配布などを通じて，建設業者等に対してその周知に努めてきているが，提言では，地方公共団体や民間企業などの発注者，元請や下請となる建設業者，国民に対してよく理解されるよう，また，下請から元請等に対し，安全衛生経費を要求しやすい環境整備のために，安全衛生経費の必要性や重要性に関して戦略的な広報に取り組むことが必要とされた。

検討チームからの意見も含めWGで議論した結果，「効果的に広報を行うために厚生労働省や関係団体と連携して行うことが必要」，「個人の発注者向けリーフレットは工務店が個人の発注者に説明出来るよう工夫が必要」，「住宅リフォームの個人の発注者の理解を得るため，当該発注者への説明を行うリフォーム取扱店の窓口担当者に対する広報が必要」などの意見をいただき，戦略的広報の方向性を作成した。概念図を図-3に示す。

4. 足場からの墜落・転落災害防止の充実

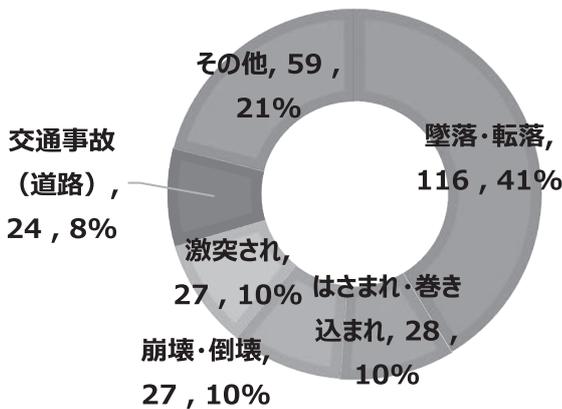
建設業における労働災害の中でも，墜落・転落による災害は，死亡者数の約4割，休業4日以上死傷者数の約3割を占めていることから（図-4, 5），墜落・転落の防止について実効性のある対策を講ずることが急務となっている。

このような状況を踏まえ，令和5年3月に，足場からの墜落・転落災害防止対策の強化を内容とする改正労働安全衛生規則（以下「改正安衛則」という）が公布され，足場上での作業における安全確保対策が強化された。これにより新たに事業者の義務となった事項は次のとおりである。

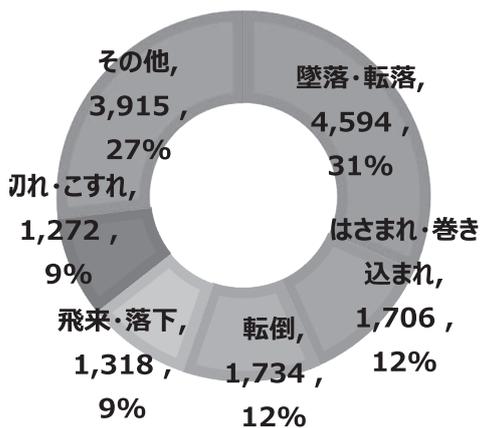
このうち，(I)の一側足場の使用範囲の明確化については，令和6年4月に施行され，それ以外については令和5年10月に施行されるので御留意願いたい。

広報対象者		広報施策	
元請企業・下請企業		○適切な安全衛生経費の確保のためのリーフレットの充実 内容:最新データ(建設業における労働災害件数等) 安全衛生経費の解説等	○インターネットやソーシャルメディアでの 情報発信 ○全国安全週間などの集中的な広報 ↓ 全国建設業労働災害防止大会での広報
一人親方		○一人親方向けのリーフレットの作成 内容:安全衛生経費の必要性の解説(法令趣旨等) 確認表及び標準見積書の活用方法	
発注者	地方公共団体・民間企業	○発注者向けのリーフレットの作成 内容:根拠法令に沿った安全衛生経費の重要性 安全衛生対策項目の周知 住宅等建設時における安全に配慮した施工事例等 工務店が個人の発注者に説明出来るよう工夫 リフォーム工事で必要になる安全衛生経費を工事別に例示	
発注者	個人 (戸建住宅、マンション・アパートの発注者)	○安全衛生経費の確保に関するポスターの作成・配布 内容:安全衛生対策や安全衛生経費に関するミニ情報等	
個人 (発注者以外の国民)			

図一三 戦略的広報の方向性



図一四 建設業における死亡災害の型別内訳 (令和3年)



図一五 建設業における休業4日以上死傷災害の型別内訳 (令和3年)

点検後に、点検者の氏名を記録・保存することが義務付けられた。

以下で、その詳細について説明する。

(1) 一側足場の使用範囲の明確化について

令和6年4月1日以降、幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用する必要がある。なお、つり足場の場合や、障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは、本足場を使用しなくても差し支えない。

(a) 「幅が1メートル以上の箇所」に関する留意点

「幅が1メートル以上の箇所」とは、足場を設ける床面において、当該足場を使用する建築物等の外面を起点としたはり間方向の水平距離が1メートル以上ある箇所のことをいう。

しかしながら、足場設置のため確保した箇所の一部が公道にかかる場合、使用許可が得られない場合、その他当該箇所が注文者、施工業者、工事関係者の管理の範囲外である場合等については、「幅が1メートル以上の箇所」には含まれない。

なお、足場の使用に当たっては、可能な限り「幅が1メートル以上の箇所」を確保する必要がある。

(b) 「障害物の存在その他の足場を使用する状況により本足場を使用することが困難なとき」について足場の設置箇所として1メートル以上の幅を確保した場合でも、障害物の存在その他の足場を使用する状況により本足場を使用することが困難なときは、本足場を使用しなくても（一側足場を使用しても）差し支えない。このような場合は以下のとおりである。

- (I) 本足場を使用するために十分幅がある場所（幅が1メートル以上の場所）においては、本足場の使用が原則義務付けられた。
- (II) 足場の点検を行う際は、あらかじめ点検者を指名することが義務付けられた。
- (III) 足場の組立て、一部解体、変更等の後の足場の

- ①足場を設ける箇所の全部又は一部に撤去が困難な障害物があり、建地を2本設置することが困難なとき。
- ②建築物の外面の形状が複雑で、1メートル未満ごとに当該足場に隅角部を設ける必要があるとき。
- ③屋根等に足場を設けるとき等、足場を設ける床面に著しい傾斜、凹凸等があり、建地を2本設置することが困難なとき。
- ④本足場を使用することにより建築物等と足場の作業床との間隔が広くなり、墜落・転落のリスクが高まる時。なお、足場の使用に当たっては、建築物等と足場の作業床との間隔は30センチメートル以内とすることが望ましいものである。

なお、足場を設ける箇所の一部に撤去が困難な障害物があるとき等において、建地の一部を1本とする場合は、足場の動揺や倒壊を防止するのに十分な強度を有する構造とする必要がある。

(2) 足場の点検時の点検者の指名について

令和5年10月1日以降、足場の点検を行う際は、あらかじめ点検者を指名する必要がある。

(a) 指名の方法

点検者の指名は、「書面で伝達」、「朝礼等に際し口頭で伝達」、「メール、電話等で伝達」、「あらかじめ点検者の指名順を決めてその順番を伝達」等、点検者自らが点検者であるという認識を持ち、責任を持って点検ができる方法で行う必要がある。

(b) 点検者等について

事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体または一部変更等の後の点検は、

- ①足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講した者。
- ②労働安全コンサルタント（試験の区分が土木または建築である者）等労働安全衛生法第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者。
- ③全国仮設事案全事業協同組合が行う「仮設安全監理

者資格取得講習」を受講した者。

- ④建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受講した者等十分な知識・経験を有する者を指名することが適切である。また、「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいものである。

(3) 点検者の氏名の記録・保存の義務付けについて
令和5年10月1日以降、事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更等の後の点検後に、(2)で指名した点検者の氏名を記録及び保存する必要がある。

足場の点検後の記録及び保存に当たっては、「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいものである。

5. おわりに

今後も、職人基本法や基本計画に基づき、関係省庁や建設業団体等とも連携しながら、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する取組を推進していくため、建設関係者におかれては御理解いただくとともに、施策の推進に御協力いただきたい。

JICMA

【筆者紹介】

高松 達朗（たかまつ たつろう）
厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 安全課
建設安全対策室
技術審査官



木下 誠一（きのした せいいち）
国土交通省 不動産・建設経済局 建設市場整備課
専門工事業・建設関連業振興室
企画専門官

